

名取市議会基本条例の評価及び検証結果

令和元年 8 月

名取市議会基本条例 評価・検証シート 1

| | | |
|---|----------------------|---|
| No 1 | 評価項目 | 積極的な情報公開と市民への説明責任 |
| 条 例 | | 第7条 情報公開等 第12条 傍聴者への資料提供 |
| 取組目標 | | ・議会の会議及び決定した事項について、積極的に市民に公開・情報発信し、開かれた議会・透明性のある議会を実現する。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階評価 | 3 (一部目標達成) | ○議会だより、市議会ホームページ及びツイッターを活用し、情報発信については一定の目的は達成できた。 ・議会だよりのデザイン・紙面構成等のリニューアル実施(H29.8.1発行号より) ・本会議及び財務常任委員会のインターネット生中継及び録画配信の実施(H25.9より) マルチデバイス対応によりスマートフォンやタブレット端末で視聴可能となる(H29.5より) ・市議会ホームページより議事録(本会議、常任委員会、議会運営委員会)の公開 ・ツイッターの導入による会議開催予定等の発信(H28.11より) ・傍聴規定の改正(要件の緩和等)(H28.9) ○傍聴者への資料配布 ・会期日程、議事日程、一般質問及び総括質疑通告書の配布(※議案関係資料の配布は未実施) |
| 2. 課題等 | | |
| 段階評価 | イ (改善・拡充) | ・常任委員会での議案審査のインターネット中継について検討する必要がある。 ・傍聴者への資料提供が日程等のみで、議案関係資料の提供がなされていない。 ・議員協議会のインターネット中継実施、及び市議会ホームページでの会議内容・資料等の情報提供について検討する必要がある。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| ・常任委員会(議案審査)・議員協議会のインターネット中継実施 ・傍聴者用議案関係資料等の提供 | | ・インターネット中継の対象に常任委員会議案審査、議員協議会を追加することについて、費用対効果等検討する。また、資料等の市議会ホームページでの公開を検討する。 ・傍聴者用議案関係資料の提供を検討すべき。まずは、執行部と調整の上、閲覧用議案関係資料の設置を検討する。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 2

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| No 2 | 評価項目 | 積極的な情報公開と市民への説明責任 |
| 条 例 | | 第8条 説明責任 第9条 議会懇談会 |
| 取組目標 | | ・市民に対する説明責任を全うするため、議会活動の中で積極的に機会を捉えて説明を行う。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階評価 | 4 (概ね目標達成) | <p>○市民に対し多くの重い責任を有する議会として、その説明責任を全うするための1手段として議会懇談会を実施している。また、議員個々の活動についても各々市民に対して説明を欠かすことのないよう努めている。</p> <p>○平成21年度より議会懇談会実施(H21は議会報告会とし、2回開催。H23は実施せず。)(実施箇所数)H21①:11箇所、H21②:12箇所、H22:12箇所、H24:16箇所、H25:16箇所、H26:16箇所、H27:17箇所、H28:16箇所、H29:3箇所、H30:6箇所</p> <p>・震災後は仮設住宅を会場に選定し、被災市民への丁寧な説明を実施</p> <p>・平成29及び30年度は、一般市民対象の懇談会に加えて、市内関係団体等との懇談会を実施した。</p> <p>(平成29年度:名取市消防団、名取市商工会、名取市体育協会 計3回 平成30年度:名取市国際交流協会、JA名取岩沼、名取市手をつなぐ育成会 計3回)</p> |
| 2. 課題等 | | |
| 段階評価 | イ (改善・拡充) | <p>・議会懇談会の参加者の減少や固定化により、広く市民への説明と多様な意見把握の観点から、実施方法の見直し、改善等検討する必要がある。</p> <p>・実施会場や懇談対象の選定方法や、意見交換の手法を再検討する必要がある。(ワークショップ方式による意見交換など)</p> |
| 3. 今後の方策案 | | |
| 議会懇談会開催方法の見直し | | ・市民の参加を促すような周知方法、または開催方法の再検討を行う。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 3

| | | |
|---|----------------------|--|
| No 3 | 評価項目 | 市民意思の把握と反映 |
| 条 例 | | 第9条 議会懇談会 第10条 一般会議 第11条 請願及び陳情の意見陳述 第18条 関係団体等懇談会 |
| 取組目標 | | <ul style="list-style-type: none"> ・議会自ら市民と意見交換する機会を設け、多様な意見を把握する。 ・市民が議会において意見を陳述する制度を活用する。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階 評価 | 3 (一部目標達成) | <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年度より議会懇談会実施(H21は議会報告会とし、2回開催。H23は実施せず。) (実施箇所数)H21①:11箇所、H21②:12箇所、H22:12箇所、H24:16箇所、H25:16箇所、H26:16箇所、H27:17箇所、H28:16箇所、H29:3箇所、H30:6箇所) ・震災後は仮設住宅を会場に選定し、被災市民への丁寧な説明を実施 ・平成29及び30年度は、一般市民対象の懇談会に加えて、市内関係団体等との懇談会を実施した。 (平成29年度:名取市消防団、名取市商工会、名取市体育協会 計3回 平成30年度:名取市国際交流協会、JA名取岩沼、名取市手をつなぐ育成会 計3回) ○一般会議の開催実績はない。 ○請願及び陳情にかかる意見陳述の本会議における実施実績はない。 ○平成24年4月関係団体等懇談会実施要領の策定 ・関係団体等懇談会の開催(開催実績:H24総務建設常任委員会-名取市商工会、民生教育常任委員会-名取市医師会・閉上小学校・閉上中学校父母教師会、H28建設経済常任委員会-名取市商工会、H30建設経済常任委員会-名取市商工会) |
| 2. 課題等 | | |
| 段階 評価 | I (改善・拡充) | <ul style="list-style-type: none"> ・議会懇談会の参加者の減少や固定化により、広く市民への説明と多様な意見把握の観点から、実施方法の見直し、改善等検討する必要がある。 ・これまで開催実績のない一般会議について再確認する必要がある。 ・請願及び陳情の意見陳述は実績がない。必要に応じて活用すべき。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・一般会議の実施に向けた検討 ・関係団体等懇談会の実施 ・請願及び陳情者による意見陳述の機会の付与 | | <ul style="list-style-type: none"> ・一般会議の実施スキーム、具体的な案件例などの作成 ・請願及び陳情者への意見陳述機会の周知 ・関係団体等懇談会の積極的な実施 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 4

| | | |
|-------------------------------|----------------------|--|
| No 4 | 評価項目 | 審議及び審査の質の向上 |
| 条 例 | | 第13条 市長等との関係 |
| 取組目標 | | ・一問一答方式の採用や反問を認め、議会と市長等が論点を明確にし、対等な関係で政策論議を行う。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階評価 | 3 (一部目標達成) | <p>○名取市議会運営等に関する申し合わせ事項でも、一般質問の方法は一問一答方式と明記しており、概ね良好に議事運営されている。質疑についても一問一答方式により行っている。反問権については実績は少ないが、過去2回(平成24年第3回定例会、平成27年第2回定例会)行使されている。</p> <p>・一問一答方式の採用により、質問・答弁内容が明確となり、効率的な質疑応答が可能になるとともに、議論が深まるようになった。また、市民(傍聴者)にも理解しやすくなった。</p> <p>・反問権の付与により、質疑の趣旨と論点の明確化が期待できる。</p> |
| 2. 課題等 | | |
| 段階評価 | イ (改善・拡充) | <p>・一問一答方式の採用及び反問権の付与により、論点の明確化や効率的な質疑応答が可能となった。</p> <p>・反問権の行使は過去2回である。質問の主旨が伝わらず、質疑と答弁が一致しないことが散見される。</p> |
| 3. 今後の方策案 | | |
| <p>・一問一答方式の確立 ・反問権の付与</p> | | <p>・一問一答方式は概ね認識され円滑に運用されているので、引き続き確立に努める。</p> <p>・論点の明確化のため、今後も必要に応じ反問権の行使を認める。</p> |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 5

| | | |
|-------------------------------|--------------------|---|
| No 5 | 評価項目 | 審議及び審査の質の向上 |
| 条 例 | | 第10条 一般会議 第14条 政策等の形成過程の説明 第15条 資料の提出 第16条 議決事件の拡大 |
| 取組目標 | | ・政策等の形成過程の説明や資料を求め、審議及び審査の質を高める。 ・新たな議決項目の必要性について検討する。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階評価 | 2 (一部着手) | ○一般会議を開催した実績はなく、開催すべき特定の事件について定義も明確でない。 ○政策形成過程等における執行部からの説明はあるものの、一部説明が十分とは言えない例も見受けられた。 ○事前の資料送付は概ね遵守されているが、現在は紙ベースの資料となっている。 ○新たな議決事件については、執行部と調整を図りながら議会運営委員会で協議する必要がある。具体的な検討には至っていない。なお、最終的には条例改正が必要となる。 |
| 2. 課題等 | | |
| 段階評価 | ア (要検討等) | ・一般会議は政策決定に市民の多様な意見を反映するために開催するものであり、必要に応じ開催できるよう目的等について再度確認する必要がある。 ・市長に政策等の形成過程の説明を求めることができるとされているが、事前に執行部からの情報提供がないと説明を求められない。理解を深めるためにも、事前の情報提供により説明を求めることができるよう、執行部に申し入れが必要。 ・資料の事前配付は、概ね良好に実施されているが、より詳細な内容把握や分析のため、デジタルデータでの資料配付を検討する必要がある。 ・議決事件の拡大は具体的には未着手であるが、各種基本計画やネーミングライツについて今後検討が必要。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| ・重要施策に対する説明要求の実施 ・議決項目の見直し | | ・必要に応じ、重要施策に対する説明要求をすることができるよう、事前の情報等について執行部と共有できるよう取り組むべき。 ・議決項目の見直しについて議会運営委員会で協議・対応する。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 6

| | | |
|---|-----------------------|--|
| No 6 | 評価項目 | 審議及び審査の質の向上 |
| 条 例 | | 第17条 委員会の活動 第18条 関係団体等懇談会 |
| 取組目標 | | ・委員会による的確な市民意見の把握と市政への適切な政策提言を行い、委員会活動の活性化と活発化を図る。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階評価 | 3 (一部目標達成) | <p>○常任委員会では積極的に調査研究を実施しており、必要に応じ閉会中の継続調査に取り組んでいる。</p> <p>・継続調査は平成24年に総務建設常任委員会、民生教育常任委員会及び平成28年・平成29～30年に建設経済常任委員会において実施。</p> <p>○平成24年4月関係団体等懇談会実施要領の策定</p> <p>・関係団体等懇談会の開催(開催実績:H24総務建設常任委員会-名取市商工会、民生教育常任委員会-名取市医師会・閑上小学校・閑上中学校父母教師会、H28建設経済常任委員会-名取市商工会、H30建設経済常任委員会-名取市商工会)</p> |
| 2. 課題等 | | |
| 段階評価 | ウ (継続/現状維持) | <p>・委員会として必要に応じて閉会中も調査を継続するなど、市民意見の把握や政策提言に繋がる取り組みは評価できる。</p> <p>・委員会での参考人及び公聴会の制度活用には至っていない。取り組みについて再度検討する必要がある。</p> |
| 3. 今後の方策案 | | |
| <p>・必要に応じた継続調査の実施</p> <p>・参考人及び公聴会制度の活用</p> | | <p>・今後も更なる委員会活動の活性化に取り組むべく、必要に応じ継続調査を実施する。</p> <p>・市民の識見を議会の討議に反映させるべく、参考人及び公聴会制度を再確認する。</p> <p>・関係団体等懇談会の積極的な実施</p> |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 7

| | | |
|-----------------------|-----------------------|--|
| No 7 | 評価項目 | 規律の遵守と公平性・透明性の確保 |
| 条 例 | | 第4条 議長及び副議長の選挙 |
| 取組目標 | | ・立候補する議員の目指す議会の姿を明確にすべく所信表明を行う。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階 評価 | 5 (目標達成) | <p>○議会基本条例と同時に「議長及び副議長の選挙に関する実施要領」を議会運営委員会において決定。(H23.12.22)</p> <p>・議長及び副議長選挙では上記実施要領に基づき、所信表明を実施。各立候補者の目指す議会の姿を明確にし、投票することとしている。</p> |
| 2. 課題等 | | |
| 段階 評価 | ウ (継続/現状維持) | <p>・議長及び副議長選挙では立候補、所信表明、投票が問題なく実施されている。これまで特に課題等は確認していない。</p> <p>・立候補制を採用し所信表明を実施することにより、開かれた議会、透明性のある議会の実現を目指すものである。継続すべき。</p> |
| 3. 今後の方策案 | | |
| ・正副議長立候補者の目指す議会像の表明実施 | | ・所信を表明する機会を設けることにより、議長及び副議長の選出過程の透明化を図り、よって市民に開かれた議会を実現するため、引き続き立候補制及び所信表明を実施する。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 8

| | | |
|---------------------|-----------------------|---|
| No 8 | 評価項目 | 規律の遵守と公平性・透明性の確保 |
| 条 例 | | 第6条 会派 |
| 取組目標 | | ・会派の位置付けを明確にする。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階 評価 | 4 (概ね目標達成) | <p>○同一の理念を有する議員として会派という集合体をつくり、議会活動を認めているものである。会派理念や会派での活動を市議会ホームページにおいて公表し、会派の位置付けを明確にした。</p> <p>・市議会ホームページの会派別名簿のページに「会派理念」「結成年月日」「所属議員」を掲載し、会派の位置付けを明確にし、市民への周知に努めた。</p> <p>・政務活動費収支報告として、政務活動費の主な支出の内訳を公表するとともに、調査研究費及び研修費執行にかかる報告書もあわせて市議会ホームページに掲載し政治活動の透明性を確保した。</p> |
| 2. 課題等 | | |
| 段階 評価 | ウ (継続/現状維持) | ・会派理念及び政務活動費支出内訳等を公表済みであり、特に課題は捉えていない。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| ・会派理念・活動内容等の公開(HP等) | | ・市議会ホームページにより公表済みである。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 9

| | | |
|---|-----------------------|--|
| No 9 | 評価項目 | 規律の遵守と公平性・透明性の確保 |
| 条 例 | | 第19条 政務活動費の執行及び公開 |
| 取組目標 | | ・会派及び議員は、政務活動費を適切に執行するとともに、市民に対し、使途や費用対効果について説明責任を果たす。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階 評価 | 4 (概ね目標達成) | <ul style="list-style-type: none"> ○政務活動費を適切に執行し、収支報告を市議会ホームページにおいて公開している。 ・政務活動費の使途は適正に執行されており、収支報告を公表している。 ・政務活動費収支報告として、政務活動費の主な支出の内訳を公表するとともに、調査研究費及び研修費執行にかかる報告書もあわせて市議会ホームページに掲載し政治活動の透明性を確保した。 |
| 2. 課題等 | | |
| 段階 評価 | ウ (継続/現状維持) | <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費を適切に執行するとともに、収支報告書を公表しているが、領収書の公開には至っていない。宮城県や他市議会では公表が進んでおり、検討する必要がある。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の公表 ・政務活動費の見直し | | <ul style="list-style-type: none"> ・すでに政務活動費収支報告は公表済みである。公表する範囲(明細、または領収書まで)について検討する必要がある。 ・今後必要に応じて政務活動費の使途基準見直しを行う。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 10

| | | |
|------------------|-----------------------|--|
| No 10 | 評価項目 | 規律の遵守と公平性・透明性の確保 |
| 条 例 | | 第23条 議員の政治倫理 |
| 取組目標 | | ・条例を遵守し、常に政治倫理の向上に努める。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階 評価 | 4 (概ね目標達成) | <p>○条例等の制定により、政治倫理の認識を深め、遵守に努めた。</p> <p>・平成23年に名取市議会議員の政治倫理に関する条例及び施行規則を制定し、議員全員に対し周知徹底するとともに遵守に努めている。</p> |
| 2. 課題等 | | |
| 段階 評価 | ウ (継続/現状維持) | ・過去に政治倫理審査会が開催されており、今後も引き続き条例等の趣旨を徹底し、遵守する。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| ・政治倫理条例研修の実施 | | <p>・議員全員が改めて政治倫理条例について学ぶ機会を設け、理解を深める。</p> <p>・市民の代表者及び奉仕者として、信頼に値する倫理性を自覚し品位を保持する。</p> |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 11

| | | |
|---------------------|--------------------|--|
| No 11 | 評価項目 | 規律の遵守と公平性・透明性の確保 |
| 条 例 | | 第24条 議員定数及び議員報酬 |
| 取組目標 | | ・市民の意見等を十分考慮し、議員定数及び議員報酬の適正化に努める。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階評価 | 2 (一部着手) | <p>○議員定数・報酬は、市政に対し適切に市民意見を反映できる規模とし、市民の客観的意見や理解を得られるよう定めている。なお、適切・適正であるか検討する役割を議会運営委員会が担っている。</p> <p>・平成23年6月に名取市議会議員定数条例を改正し、定数を21人とした。</p> <p>・令和元年5月 県内及び同人口規模の市議会における議員報酬について状況調査を実施。会派代表者会議において協議した結果、議員報酬のあり方について議会運営委員会において継続して調査・検討をすべきとの結論となった。</p> |
| 2. 課題等 | | |
| 段階評価 | ア (要検討等) | <p>・市民に対し議員の身分及び待遇について状況を報告し、市民の意見を広く把握できるよう、今後調整が必要。</p> <p>・全国的に問題となっている地方議会議員のなり手不足は、本市議会においても課題となる可能性がある。また、本市は人口増が続いているが、一方で議員定数の削減等により、議員1人当たりの活動は増加傾向にある。</p> |
| 3. 今後の方策案 | | |
| ・議員定数及び議員報酬等のあり方の検討 | | <p>・議会懇談会等において、議員定数や議員報酬について報告し、議員定数及び議員報酬等のあり方について広く意見を聴取すべき。</p> <p>・議員定数及び議員報酬等を適正化するとともに、議員の身分及び待遇に関する事項について研究・検討を行う。</p> |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 12

| | | |
|----------------------|----------------------|--|
| No 12 | 評価項目 | 議会活動・議員活動原則の遵守 |
| 条 例 | | 第2条 議会の活動原則 第5条 議員の活動原則 |
| 取組目標 | | ・議会は市民を代表する議事機関であり、議員は市民に選ばれた代表者であることを常に自覚し、議会及び議員としての責務を果たす。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階 評価 | 3 (一部目標達成) | <p>○議会は市民を代表する議事機関であることの自覚に基づく議会活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議は原則公開とし、公平性、透明性の確保に努めている。 ・政策的条例の制定には至っていない。 ・議員間討議の重要性は認識しているが、機会が乏しい。 <p>○議員としての自覚と、活動原則の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平性、公正性を認識し、地域や団体に偏ることなく、常に市民全体の福祉の向上を目指した活動とするよう努めた。 ・市政課題等を常に把握し、市民への報告と意見聴取に努め、政策提言に繋げるよう努めた。 |
| 2. 課題等 | | |
| 段階 評価 | イ (改善・拡充) | <ul style="list-style-type: none"> ・議員間の自由な討議を行う機会が少ない。 ・市民への報告と意見聴取、また議会参加の機会をさらに充実させる必要がある。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| ・議決機関・監視機関としての責務の再認識 | | ・議員各自が活動原則を再確認し、議決機関及び監視機関の機能を十分発揮するとともに、市民に開かれた議会運営を実現させる。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 13

| | | |
|------------------|---------------------|--|
| No 13 | 評価項目 | 政策立案機能の強化 |
| 条 例 | | 第20条 議員研修の充実強化 |
| 取組目標 | | ・議員の資質、政策形成能力、政策立案能力向上のため、積極的に議員研修を行う。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階 評価 | 2 (一部着手) | <p>○名取市議会議員研修会及び亘理名取市町議会連絡協議会議員研修会をそれぞれ年1回実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市議会の研修会は、その都度会派代表者会議で協議しテーマを決定。 ・議員研修方針(または計画)は未整備。 ・外部で開催する研修等の通知は全議員に周知している。 |
| 2. 課題等 | | |
| 段階 評価 | イ (改善・拡充) | <ul style="list-style-type: none"> ・研鑽のため積極的な研修への参加が必要。 ・研修計画の策定により、適切な時期に適切な内容の研修を受講でき、議員の資質向上に繋がる。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| ・議員研修の充実 | | <ul style="list-style-type: none"> ・研修方針(または計画)を策定し、積極的な受講を推進する。 ・本市議会開催の研修会の開催内容及び回数等を再検討する。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 14

| | | |
|---|----------------------|---|
| No 14 | 評価項目 | 政策立案機能の強化 |
| 条 例 | | 第21条 議会事務局の充実強化 |
| 取組目標 | | ・議員の政策形成能力等の向上のため、議会事務局の調査機能及び法務機能を強化する。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階 評価 | 3 (一部目標達成) | ○全国・東北・宮城県の各市議会議長会等が主催する議会運営の研修会への参加や市の研修計画に基づく市町村職員の研修に参加し執務能力の向上に努めている。 |
| 2. 課題等 | | |
| 段階 評価 | イ (改善・拡充) | ・議員の政策形成能力を向上させるため、事務局機能の充実強化が望ましい。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| ・職員の調査・研究活動環境の整備 ・事務局職員の研修強化 | | ・議会運営に係る参考図書の充実に努める。 ・知識を深めるとともに実践力を高めるため、研修会等に積極的に参加し研鑽に励む。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 15

| | | |
|--|--------------------|---|
| No 15 | 評価項目 | 政策立案機能の強化 |
| 条 例 | | 第22条 議会図書室の充実と利用 |
| 取組目標 | | ・政策形成等の調査研究に資するための図書の充実及び市民に開かれた図書室運営を行う。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階評価 | 1 (未着手) | <ul style="list-style-type: none"> ○蔵書数も少なく、閲覧環境が整っているとは言えず、市民からの利用希望もない。 ・広く市民も利用できることとなっているが、利用を希望する問い合わせはない。 ・蔵書数は少なく、その中でも古い書籍が多い。 ・図書室運営委員会が開催されていない。 ・具体的な改善策が検討されていない。 ・定期的に書籍の整理を実施しているが、利用環境の向上まで至っていない。 |
| 2. 課題等 | | |
| 段階評価 | ア (要検討等) | <ul style="list-style-type: none"> ・現状把握と議会図書室のあり方を検討する必要がある。 ・議員の資質向上を図るべく、地方自治に関する書籍等を充実させるべき。 ・広く市民が利用したくなるような環境整備に取り組む必要がある。 ・各種データベースの導入と利用形態を検討すべき。 ・名取市図書館と連携し、定期的な司書の派遣やレファレンスの活用を検討すべき。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議会図書室の蔵書充実・整理 ・市民利活用のための環境整備 | | <ul style="list-style-type: none"> ・図書室運営委員会において、現状把握と図書室のあり方を検討する。 ・広く市民が利用することを想定し、蔵書の充実、閲覧環境の整備を図る。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他

名取市議会基本条例 評価・検証シート 16

| | | |
|--|----------------------|---|
| No 16 | 評価項目 | 検証・評価と改善に向けた見直し |
| 条 例 | | 第26条 見直し手続き |
| 取組目標 | | ・市民意見を反映する開かれた議会を目指すべく、必要に応じ基本条例の検証と見直しの検討を行う。 |
| 1. 評価結果 | | |
| 段階 評価 | 3 (一部目標達成) | <ul style="list-style-type: none"> ○議会基本条例は平成23年12月に策定。平成26年度に評価及び検証を実施。 ・議会運営委員会において評価及び検証を実施。 |
| 2. 課題等 | | |
| 段階 評価 | イ (改善・拡充) | <ul style="list-style-type: none"> ・検証・評価結果に基づく条例改正までは至っていない。 ・検証・評価結果は市議会ホームページ等で公表していない。 ・検証・評価結果に基づく今後の実施方針を定めていない。 |
| 3. 今後の方策案 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革や議会運営に係る実施計画の作成と運用 ・議会基本条例の検証と評価 | | <ul style="list-style-type: none"> ・評価・検証結果に基づく実施計画を作成し、進捗管理を行う。 ・今後も必要に応じ、継続して検証・評価を実施し、結果を公表する。 |

(評価結果) 1:未着手、2:一部着手、3:一部目標達成、4:概ね目標達成、5:目標達成

(課題等) ア:要検討、イ:改善・拡充、ウ:継続/現状維持、エ:その他